

肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用) - 集団検診

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	大治市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市
設問																														
1. 検診対象者の情報管理																														
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である	x	o	o		o	o		x	o	o	o			o	o	o		x		x	o	o	x	o			o	o	o	o
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか ※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である	x	x	o		o	x		x	x	x	x			x	o	x		x		x	x	x	x			x	x	o	o	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o		o	o	o	o		o	o	o	o	o	
2. 受診者の情報管理																														
(1) 個人別の受診記録(台帳またはデータベースを作成しているか)	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o		o	o	o	o		o	o	o	o	o	
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o		o	o	o	o		o	o	o	o	o	
3. 受診者への説明、及び要精査者への説明																														
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※ ※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているれば、配布を省いてよい	x	o	o		o	x		o	x	o	o			o	x	x		o	x	x	o	x	o		x	o	o	o	o	
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)※の一覧を提示しているか※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	x	x	x		o	x		o	x	o	x			x	o	x		x	x	x	x	x		x	x	x	x	o	o	
4. 受診率の集計																														
(1) 受診率を集計しているか	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか ※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(1-b) 受診率を検診機関別に集計しているか ※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	x	o	o		o	o		x	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか ※ 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を集計しているか	x	o	x		o	o		o	o	x	o			x	o	x		x	x	x	o	x		x	x	o	o	o	o	
(2-a) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、性別・年齢5歳階級別に集計しているか	o	o	o		x	x		o	x	x	o			x	o	x		x	o	x	o	x		x	o	o	o	o		
(2-b) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、検診機関別に集計しているか	x	o	o		x	x		o	x	x	o			x	o	x		x	o	x	o	x		x	o	o	o	o		
(2-c) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか	x	o	x		x	x		x	x	x	o			x	x	x		x	o	x	o	x		x	x	o	o	o		
5. 要精査率の集計																														
(1) 要精査率を集計しているか	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(1-a) 要精査率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(1-b) 要精査率を検診機関別に集計しているか	x	o	o		o	o		x	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(1-c) 要精査率を過去の検診受診歴別に集計しているか	x	o	x		o	o		x	o	x	o			x	o	x		x	o	x	o	x		x	x	o	o	o		
6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																														
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※を把握しているか ※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を目指す。具体的には、内視鏡検査や生検結果、内視鏡検査(治療)結果は地医保健・健康増進事業報告に必要な情報を目指す。	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか ※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある	o	o	o		o	o		o	o	o	o			o	o	o		o	o	o	o	o		o	o	o	o	o		
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村・検診機関(医療機関)・精密検査機関が共用しているか	x	o	o		o	x		o	o	x	o			o	o	o		o	x	o	o	o		x	o	o	o	o		
(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか ※ 精密検査未受診と精密検査未把握を定義注1に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	o																													

肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用) - 集団検診

設問	32 愛西市	33 清須市	34 北名古屋市	35 弥富市	36 みよし市	37 あま市	38 長久手市	39 東郷町	40 豊山町	41 大口町	42 扶桑町	43 大治町	44 蟹江町	45 飛島村	46 阿久比町	47 東浦町	48 南知多町	49 美浜町	50 武豊町	51 幸田町	52 設楽町	53 東郷町	54 豊根村	集団検診	回答	遵守率		
1. 検診対象者の情報管理																												
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38	44	86.4
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか ※自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である	○	×	×	○		○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	15	44	34.1	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
2. 受診者の情報管理																												
(1) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
3. 受診者への説明、及び要精査者への説明																												
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか ※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてよい	○	×	×	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28	44	63.6	
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)※の一覧を提示しているか ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	×	×	×	×		×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	11	44	25.0	
4. 受診率の集計																												
(1) 受診率を集計しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか ※受診率を検診機別に集計している場合は:市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
(1-b) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか ※受診率算定の分子は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	○	○	×	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	44	90.9	
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか ※「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を集計しているか	○	○	×	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	31	44	70.5	
(2) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、検診機別に集計しているか	○	○	×	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28	44	63.6	
(2-a) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	×	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28	44	63.6	
(2-b) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、検診機別に集計しているか	○	○	×	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	44	59.1	
(2-c) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	×	○		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	44	45.5	
5. 要精査率の集計																												
(1) 要精査率を集計しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
(1-a) 要精査率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか ※要精査率を検診機別に集計している場合は:本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査受診日・検診機・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申請される必要がある	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
(1-b) 要精査率を検診機別に集計しているか ※要精査率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	42	44	95.5	
(1-c) 要精査率を過去の検診受診歴別に集計しているか ※個人毎の精密検査方法及び、精密検査治療(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27	44	61.4	
6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																												
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を把握しているか ※精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または手術手術所見と病理組織検査結果などのこと	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	43	44	97.7	
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査受診日・検診機・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申請される必要がある	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	41	44	93.2	
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか ※過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	44	75.0	
(4) 精密検査未受診と未把握率を定義注1に従って区別し、精密検査未受診者を特定して	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38	44	86.4	
(5) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
7. 精査受診率、がん発見率、臨床病期～I期のがん割合、陽性反応率の集計																												
(1) 精査受診率を集計しているか	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	44	44	100.0	
(1-a) 精査受診率を性別・年齢5歳階級別に集計																												

肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用) - 個別検診

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	大治市	常滑市	江南市	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市
設問																														
1. 検診対象者の情報管理																														
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である	x	o		o	o	o	o	x	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	o		o	x	o	o	o	o	o	o	
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか ※自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である	x	x		x	o	x	o	x	x	x	o	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
(3) 対象者数(推計でも可)を把握しているか	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
2. 受診者の情報管理																														
(1) 個人別の受診・記録(台帳またはデータベースを作成しているか)	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
3. 受診者への説明、及び要精査者への説明																														
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※ ※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているれば、配布を省いてよい	x	o		o	o	x	x	o	o	o	o	o	o	x	o	x	x	o		o	x	o	x	x	x	x	o	x	x	
(2) 要精査者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しているか※ ※ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること	x	x		x	o	x	o	x	x	x	o	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
4. 受診率の集計																														
(1) 受診率を集計しているか	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(1-b) 受診率を検診機関別に集計しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	x	o		o	o	o	o	x	o	o	o	x	o	x	x	o	x	o	x	o	o	o	o	o	o	o	x	o		
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか ※「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を集計しているか	x	o		o	x	x	x	o	x	x	o	x	o	x	x	o	x	x	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	o	
(2-a) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、性別・年齢5歳階級別に集計しているか	o	o		o	x	x	x	o	x	x	o	x	o	x	x	o	x	x	o	x	o	o	x	o	o	o	o	o	o	
(2-b) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、検診機関別に集計しているか	o	o		o	x	x	x	o	x	x	o	x	o	x	x	o	x	x	o	x	o	o	x	o	o	o	o	o	o	
(2-c) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか	x	o		o	x	x	x	x	x	x	o	x	o	x	x	o	x	x	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	o	
5. 要精査率の集計																														
(1) 要精査率を集計しているか	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(1-a) 要精査率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(1-b) 要精査率を検診機関別に集計しているか ※本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本から申告される必要がある	x	o		o	o	o	o	o	x	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	o			
(1-c) 要精査率を過去の検診受診歴別に集計しているか	x	o		o	x	x	x	o	x	x	o	x	o	x	x	o	x	x	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	o	
6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																														
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※を把握しているか ※精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を目指す。具体的には、内視鏡検査や生検結果、内視鏡治療(治療)結果は地図保健・健康増進事業報告に必要な情報を目指す。	o	o		o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか ※本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本から申告される必要がある	x	o		o	o	o	o	o	x	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村・検診機関・医療機関・精密検査機関が共用																														

肺がん検診のためのチェックリスト(市区町村用) - 個別検診

ゴリー の数)	A:0	チェックリストをすべて満たしている
	B:1~6	チェックリストを一部満たしていない
	C:7~12	チェックリストを相當程度満たしていない
	D:13~18	チェックリストを大きく逸脱している
	E:19~24	チェックリスト更に大きくなっている
	F:25~	チェックリストを極めて大きく逸脱している
	G:無回答	調査に対して回答がない